平成２４年第４回長与町議会定例会会議録（第４号）

招集年月日　　平成２４年１２月　５日
本日の会議　　平成２４年１２月１０日
招 集 場 所　　長 与 町 議 会 議 場

出席議員

１番	饗庭　敦子	議員	２番	安部　　都	議員	３番	内村　博法	議員
５番	分部　和弘	議員	６番	安藤　克彦	議員	７番	金子　　恵	議員
８番	川井　哲雄	議員	９番	森　　謙二	議員	１０番	西岡　克之	議員
１１番	岩永　政則	議員	１２番	喜々津英世	議員	１３番	佐藤　　昇	議員
１５番	山口憲一郎	議員	１６番	堤　　理志	議員	１７番	西田　　敏	議員
１８番	河野　龍二	議員	１９番	吉岡　清彦	議員	２０番	竹中　　悟	議員
２１番	山口　経正	議員						

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	酒井　通博	君	議事課長	村山　和聡	君
参事	浜野　洋子	君			

説明のため出席した者

町長	吉田　愼一	君	副町長	浜野　哲夫	君
教育長	黒田　義和	君	会計管理者	中山　祐一	君
総務部長	葉山　義文	君	企画振興部長	山田　譲二	君
生活福祉部長	田島　弘明	君	建設部長	鈴木　典秀	君
水道局長	馬木　信一	君	教育次長	勝本　真二	君
政策推進室長	松添　高明	君	総務課長	古賀　　洋	君
財務課長	宮崎　　望	君	管財課長	山下多喜男	君
税務課長	田平　俊則	君	収納推進課長	村山　政秀	君
企画課長	松浦　篤美	君	地域政策課長	大津　鉄治	君
環境対策課長	益冨　雅彦	君	健康保険課長	小佐々　司	君
介護保険課長	藤井　尚武	君	福祉課長	西平　隆邦	君
農林水産課長	浜口　　務	君	管理課長	吉村　　了	君
農業委員会事務局長	松本　　廣	君	都市整備課長	日野　　勉	君
水道課長	谷口　一美	君	下水道課長	浦川　圭一	君
教育委員会総務課長	森川　敏幸	君	生涯学習課長	和泉　嘉彦	君
スポーツ振興課長	吉村　邦彦	君	監査事務局長	村田　和則	君
会計課長	酒井喜代彦	君			

会議録署名議員

　　３番　内村　　博法　議員　　　　　　５番　分部　　和弘　議員

本日の会議に付した案件・・・・・別紙日程のとおり

　開会　　　９時３０分

　散会　　１０時４２分

平成２４年第４回長与町議会定例会

議事日程（第４号）

平成２４年１２月１０日（月）
午　前　９時３０分　開議

日程	議案番号	件　名	備　考
1	５３	平成２４年度長与町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認を求めることについて	
2	５４	長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	※文厚
3	５５	長与町暴力団排除条例	※総務
4	５６	長与町使用料・手数料に係る消費税の内税表記に伴う関係条例の整理に関する条例	※総務
5	５７	長与町職員定数条例の一部を改正する条例	※総務
6	５８	長与町林業開発促進資金貸付条例及び長与町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例	※建産
7	５９	長与町水道給水条例の一部を改正する条例	※建産
8	６０	長与町公共下水道条例の一部を改正する条例	※建産
9	６１	長与町公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を改正する条例	※建産
１０	６２	平成２４年度長与町一般会計補正予算（第４号）	※総務
１１	６３	平成２４年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	※文厚
１２	６４	平成２４年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）	※建産
１３	６５	平成２４年度長与町水道事業会計補正予算（第１号）	※建産

※付託予定の委員会

（開会　９時３０分）

議　　長　（山口経正議員）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第１、議案第５３号、平成２４年度長与町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町　　長　（吉田愼一君）

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第５３号、平成２４年度長与町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

第３号の補正予算につきましては、衆議院の解散により、第４６回衆議院議員総選挙及び第２２回最高裁判所裁判官国民審査に伴う歳入歳出予算の補正を、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、平成２４年１１月２０日付をもって専決処分をいたした次第でございます。このことについて、同法第１７９条第３項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。御理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

それでは、予算書の１ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,２３３万６,０００円を追加いたしまして、補正後の総額を１２７億４,７１２万８,０００円としたものでございます。

補正の主な内容につきまして、２ページからの第１表、歳入歳出予算補正により御説明をいたします。歳入の１４款県支出金は衆議院議員総選挙事務委託金を、１８款繰越金は今回の補正の財源調整のために計上をいたしました。

次に、３ページの歳出をお願いいたします。２款総務費に今回の衆議院議員総選挙費１,２３３万６,０００円を計上いたしました。その主な内容といたしまして、１節報酬には投票管理者及び投開票立会人報酬を、３節職員手当等には時間外勤務手当を、８節報償費には開票管理者及び事務従事者報償費を、１１節には選挙に係る事務的経費を、１２節役務費には入場券郵便料、機器点検手数料などを、１３節委託料にはポスター掲示板設置及び投開票電算業務委託料などを計上いたしました。

以上が補正の主な内容でございます。

議案の後に、平成２４年度長与町一般会計補正予算（第３号）に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただき、御承認のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

　これで質疑を終わります。
　お諮りします。
　ただいま議題となっています議案第５３号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
　御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　（山口経正議員）
　異議なしと認めます。
　よって、議案第５３号は委員会付託を省略することに決定しました。
　これから議案第５３号の討論を行います。
　まず、反対討論はありませんか。
　次に、賛成討論はありませんか。
　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。
　これから、日程第１、議案第５３号、平成２４年度長与町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。
　本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　（山口経正議員）
　異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり承認されました。
　日程第２、議案第５４号、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。
　本案について、提案理由の説明を求めます。
　町長。

町　　長　（吉田愼一君）
　議案第５４号、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。
　住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成２４年７月９日に施行され、同日、外国人登録法が廃止されたことから、所要の改正を行うため、長崎県後期高齢者医療広域連合規約を変更することにつきまして、地方自治法第２９１条の１１の規定により議会の議決をお願いするものでございます。
　変更の内容は、規約別表第２備考２中「及び外国人登録原票」を削り、「並びに」を「及び」に改めるものでございます。
　附則につきましては、第１号で施行期日を、第２号で経過措置を規定するものでございます。
　以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議　　長　（山口経正議員）
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。
　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第５４号は、文教厚生常任委員会に付託します。
お諮りします。
ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第５４号は、会議規則第４６条第１項の規定によって、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　（山口経正議員）
異議なしと認めます。
よって、議案第５４号は、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
日程第３、議案第５５号、長与町暴力団排除条例を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

町　　長　（吉田愼一君）
議案第５５号、長与町暴力団排除条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。
全国的に暴力団を排除する機運が高まっている中、長崎県において長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例が長崎県暴力団排除条例に全部改正され、本年４月１日より施行されているところでございます。これに伴い、本町においても暴力団の排除に向けて町、町民、事業者等が一体となった取り組みを推進し、安全で平穏な生活を確保するため、本条例を制定するものであります。
それでは、本条例の内容について御説明いたします。
第１条は、条例制定の目的を定めております。
第２条は、本条例における用語の定義でございます。
第３条は、暴力団の排除に関する基本理念を定めております。
第４条、第５条は、町の責務、町民等の役割を定めております。
第６条は、町民、事業者の暴力団との関係遮断を定めております。
第７条から９条は、暴力団排除のための推進体制の整備、町民等に対する支援及び広報啓発活動について定めております。
第１０条は、町に対する不当要求行為に対する対応措置、第１１条は、公共工事等の実施における暴力団関係者の契約からの除外等について定めております。
第１２条は、公共工事等に係る事業の実施に当たり、事業者が暴力団関係者から不当要求を受けた場合の、町長への報告及び警察署長への通報について定めております。
第１３条は、町の施設を暴力団関係者に使用させないことを定めております。

第１４条は、児童生徒及び２０歳未満の少年に対する暴力団加入の防止や暴力団員の不当行為による被害防止に向けた教育が必要に応じて行われるよう、町が行う措置について定めております。

第１５条、第１６条は、暴力団の威力を利用すること及び暴力団へ利益の供与の禁止について定めております。

第１７条は、委任規定を定めたものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成２５年１月１日から施行することとしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　　長　（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第５５号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第５５号は、会議規則第４６条第１項の規定によって、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第５５号は、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第４、議案第５６号、長与町使用料・手数料に係る消費税の内税表記に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町　　長　（吉田愼一君）

議案第５６号、長与町使用料・手数料に係る消費税の内税表記に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

消費税法の改正により、平成１６年４月から消費税の総額表示が義務づけられておりますが、本町の使用料・手数料に係る条例は、消費税の内税、外税方式が混在している状況でございます。この件につきましては、これまで議会において種々の御指摘をいただいており、今回一括して１つの条例の本則において条立てにより１９本の条例改正をお願いするものでございます。

主な改正内容は、基本的に内税方式への統一を行うもので、現行の外税方式の条例中、使用料等の額について「１００分の１０５を乗じて得た額」の規定を削り、別表等の額を総額表示するものでございます。

また、住民の利便性を考慮し、冷暖房使用料、シャワー使用料、自販機関連の使用料及び駐車場の普通使用料については、現行の金額をそのまま税込み金額として規定するものでございます。

条例改正の内容としまして、第１条は長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例、第２条は上長与地区公民館の特別施設使用料条例、第３条は長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例、第４条は長与町宿泊研修施設つどいの家の設置及び管理に関する条例、第５条は長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例、第６条は長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例、第７条は長与町勤労青少年ホーム条例、第８条は長与町働く婦人の家条例、第９条は長与町武道館の設置及び管理に関する条例、第１０条は長与町立学校体育施設使用料条例、第１１条は長与町都市公園条例、第１２条は長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例、第１３条は長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例、第１４条は長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例、第１５条は長与南交流センターの設置及び管理に関する条例、第１６条は長与町老人福祉センター丸田荘設置及び管理に関する条例、第１７条は長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、第１８条は長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例、第１９条は長与町駐車場条例で、各条例につきまして、条立てにより各条項及び別表等の改正を行っております。

なお、附則につきましては、平成２５年４月１日から施行するものと規定しております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　　長　（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第５６号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第５６号は、会議規則第４６条第１項の規定によって、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第５６号は、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第５、議案第５７号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例を議

題とします。
　本案について、提案理由の説明を求めます。
　町長。

町　　長　（吉田愼一君）
　議案第５７号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。
　近年、少子高齢化の進展等に伴う社会経済状況の変化により、税収の伸び悩みや地方に対する財源の不安定さが続く一方、福祉、教育などの義務的経費や経常的経費の増大などで大変厳しい財政状況にあります。こうした状況において、行政に係る経費、とりわけ人件費の適正化と行政サービスの質の向上という、相反する課題の解決が求められており、さらに効率的な行政運営を進めていく必要があると考えております。
　一方、本町では過去の急成長期に採用された職員が今後数年間で退職を迎えることとなります。スムーズな世代交代や職員の年齢構成の是正など、適正な人事管理を図るため、今回、定数増をお願いするものでございます。
　改正の内容は、第２条中に総定数を２２９人と規定し、同条第２号、町長の事務部局の職員１６９人を１７２人へ、同じく第５号、教育委員会の事務部局の職員２３人を２４人へ改めるものでございます。
　なお、本条例の施行日は、平成２５年４月１日を予定いたしております。
　以上が本議案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　（山口経正議員）
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。
　１番、饗庭敦子議員。

１番　（饗庭敦子議員）
　皆さん、おはようございます。
　この条例に関して、職員定数をふやすっていうことには賛成なんですけれども、その内容としてちょっとお伺いしたいところがあります。今後、多量の退職者があるということでずっと聞いておりますけれども、そうした場合に２５年度が一番多い数になっておりますが、それを見込んでの増員と思うんですけれども、この４人という数で、先ほどおっしゃった質の向上、行政運営に携わる上で４人で十分なのかどうかというところで御質問いたします。

議　　長　（山口経正議員）
　総務部長。

総務部長　（葉山義文君）
　今御指摘の、４人で大丈夫かという御指摘でございますけども、現在まで必要最小限度の職員で行政の運営を図ってきたところでございますけども、確かにここ二、三年、退職者が２０数名ということで、二、三年で４０名ぐらい退職をするわけでございますけども、その件につきましては本会議の一般質問の中でも出てきたわけでございますけども、そこら辺につきましては

採用と、それと再任用につきましてセットで対応してまいりたいということで考えておりまして、そこら辺につきましては住民サービスが低下しないような方策をとってまいりたいということで考えておるわけでございます。

議　　長　（山口経正議員）

　饗庭議員。

１番　（饗庭敦子議員）

　今のお話の中で、再任用のお話がありましたけれども、再任用に関する条例もございますけれども、その中で再任用に対してどんなふうに考えていらっしゃるか、教えていただければと思います。

議　　長　（山口経正議員）

　総務部長。

総務部長　（葉山義文君）

　再任用につきましては、短時間勤務と短時間でない勤務、定数外と定数内という職員に区分けをされまして、そこら辺につきましてはまだ国の方から通達が参っておりませんけども、先ほども申し上げますように、住民サービスが低下しないような方策をとってまいりたいということで考えておるところでございます。

議　　長　（山口経正議員）

　饗庭議員。

１番　（饗庭敦子議員）

　再任用に関しましてはまだ国の方針も出ておりませんので、条例を改正するに当たって、その再任用がまだ不透明であるということもありますので、この段階でもう少し人数をふやして条例を改正してはどうかと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

議　　長　（山口経正議員）

　総務部長。

総務部長　（葉山義文君）

　先ほども申し上げておりますように、今まで必要最小限度の職員で対応してきた経緯がございますので、そこら辺につきましては４人ということでございますけども、さっき本会議で一般質問の中でも申し上げましたけども、例えば退職が２０名ということで採用を２０名という形になりますと、いびつな職員構成という形になるもんですから、そこら辺につきましては採用と再任用、それと嘱託の道もございますけども、そこら辺につきましてセットで対応してまいりたいということで考えております。

議　　長　（山口経正議員）

　ほかに質疑はありませんか。

　１７番、西田　敏議員。

１７番　（西田　敏議員）

　先ほどの質問と一部は関連しますけれども、これ、以前から大量に退職者が続くということは一般質問等でも言われておったわけですけれども、果たしてこの長与町が今まで職員で再任用がどれほど適用されて、再任用で始ま

ってもう何年ですかね。もう七、八年になるんですか、何人、再任用の適用を受けられましたか。

議　　長　（山口経正議員）

総務部長。

総務部長　（葉山義文君）

再任用の件でございますけども、今までは再任用の条例自体はあったわけでございますけども、その適用はされておりません。そういうことで、退職をされますとその分はある程度の補充をして、採用という形で補充をしてきた経緯がございますので、そういうことで今までは再任用の適用はいたしておりません。

議　　長　（山口経正議員）

西田議員に申し上げます。会議規則で議席番号を呼称するようになっておりますので、よろしくお願いします。

西田議員。

１７番　（西田　敏議員）

それでまた、先ほどの説明の中で再任用等の新たな方向ですかね。もう一つ、今度２５年度の退職者からですか、基礎年金が、もう一つ何とか年金、これが全くゼロになるというのが１年ごとにずっと繰り上げられていくということになりますと、２５年度の退職者の人が約２０名ぐらいおられるんですよ。これまでは退職者の方が関連施設とか等に行けるぐらいの程度の人間だったと、数だったと思っておりますが、この２０名退職しますと、明らかにこれは再任用を適用しないといけないということですね。そうなりますと、再任用はまだ定数内ということですので、その辺の関連も含めて今回の定数の拡大、４名追加ですが、その辺も考えられてのことなんでしょうかということを再度お聞きしたいと。

議　　長　（山口経正議員）

総務部長。

総務部長　（葉山義文君）

今御指摘の地方公務員の雇用と年金の接続ということで、大変大事な問題だということで思っておりますけども、２６年度からは今御指摘のように、６１歳、６２歳ということで支給開始年齢が確かにそういう形になるわけでございますけども、今、４名、定数の増ということでございますけども、来年の3月で8名ほど退職をいたします。それと、２５年度が２０名ということでございますので、そこら辺の退職、今後の退職、それと採用、それと再任用につきましてはセットで対応をしてまいりたいということで、職員採用につきましてもそこら辺は２０名退職したから２０名採用という形ではなくして、そこら辺につきましてはなだらかな採用といいますか、そういうふうな採用に心がけてまいりたいということで考えております。

議　　長　（山口経正議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

　これで質疑を終わります。
　ただいま議題となっています議案第５７号は、総務常任委員会に付託します。
　お諮りします。
　ただいま総務常任委員会に付託しました議案第５７号は、会議規則第４６条第１項の規定によって、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。
　御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議　　長　（山口経正議員）
　異議なしと認めます。
　よって、議案第５７号は、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
　日程第６、議案第５８号、長与町林業開発促進資金貸付条例及び長与町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例を議題とします。
　本案について、提案理由の説明を求めます。
　町長。

町　　長　（吉田愼一君）
　議案第５８号、長与町林業開発促進資金貸付条例及び長与町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
　今回の改正は、長崎県林業公社が長崎県から公益社団法人として移行認可を受け、平成２４年６月１日に社団法人から公益社団法人に変更したことに伴い、所要の改正を行うものでございます。
　なお、附則につきましては、公布の日から施行し、平成２４年６月１日から適用するものと規定しております。
　御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　　長　（山口経正議員）
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。
　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　ただいま議題となっています議案第５８号は、建設産業常任委員会に付託します。
　お諮りします。
　ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第５８号は、会議規則第４６条第１項の規定によって、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。
　御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議　　長　（山口経正議員）

　異議なしと認めます。
　よって、議案第５８号は、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
　日程第７、議案第５９号、長与町水道給水条例の一部を改正する条例を議題とします。
　本案について、提案理由の説明を求めます。
　町長。

町　　長　（吉田愼一君）
　議案第５９号、長与町水道給水条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。
　今回の改正は、住民サービスの向上及び給水契約事務の円滑化を図るため、給水開始申込手数料の徴収を廃止するものでございます。
　改正内容といたしましては、給水開始申込手数料徴収の根拠規定である第３２条の削除及び関連する第３９条第４号、第４０条に所要の改正を行うものでございます。
　附則についてでございますが、第１項で本条例の施行期日を平成２５年４月１日といたしております。また、第２項で本条例の経過措置について規定しております。
　以上が提案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　　長　（山口経正議員）
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。
　１８番、河野龍二議員。

１８番　（河野龍二議員）
　今回、提案理由として住民のサービス向上等々の理由で、これまで開始手数料として１,０００円いただいていたのを廃止するということですが、そういう意味では住民の負担がなくなるということで喜ばしいことだと思いますけども、そもそもこの手数料の目的と廃止にした方がいいとなった理由ですね、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

議　　長　（山口経正議員）
　水道課長。

水道課長　（谷口一美君）
　お答えいたします。当初の徴収目的でございますが、これが昭和５１年度から徴収を始めております。当初の目的としましては、恐らく昭和５０年以前が、経営状況といいますか、それがちょっときつい状態でございまして、収入の確保という点もあったかと思います。
　あとは次、廃止の理由でございますが、今どうしても本来、給水開始をする場合は水道局の方に来ていただいて、その上で申し込みをしていただいて、また、その場でこの給水開始申込手数料も徴収をいたしております。それを廃止することによって、その手続の簡素化といいますか、それがまず１点目

でございます。それと、あとは新たな使用者の方からの質問といいますか、どうしてこういった手数料を取るのかというような、ちょっと質問も結構多うございます。それに対処する目的もございます。それと、あと当初の目的でございます収入の確保に関しましても、総収益に占める割合が０．２％程度、あと純利益に関しましても全体の占める割合が０．８％ということで、経営に与える影響も少ないと。そういったことによりまして、今回、廃止ということで条例改正をお願いをしている次第でございます。以上でございます。

議　　長　（山口経正議員）

河野議員。

１８番　（河野龍二議員）

大体、理由わかりました。これ委員会に付託されそうなんで、最後１点だけお伺いします。経過措置のこの条文ですが、これを見るとちょっと解釈がどうしていいのかよくわからないんですが、例えばこの過料ですね、いわゆる給水開始申込手数料及び当該手数料に生じた過料については改正後の規定にかかわらず従前の例によるというふうになると、手数料を取らないというふうになったのに、過料というのは生じないわけですよね。そこがちょっと条文しては少し理解、ちょっと私が理解できてないのか、そこのちょっと詳しい説明をしていただきたいと思います。

議　　長　（山口経正議員）

水道課長。

水道課長　（谷口一美君）

お答えいたします。この経過措置でございますが、給水開始の申し込みが結局、事後的にされる場合がございます。結局、先に水を使われて後から届け出をされると。それに対処するために、これも経過措置の中身でございますが、要するに平成２５年３月３１日までに水を使い始めた場合は、従前のとおりいただきますと。そして、給水開始、実際に使い始めたのが４月１日以降だったら徴収いたしませんということで、この過料に関しましてもその関連条項で規定がございますので、それに対しても今回改正をお願いをした次第でございます。以上でございます。

議　　長　（山口経正議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第５９号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第５９号は、会議規則第４６条第１項の規定によって、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第５９号は、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第８、議案第６０号、長与町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町　　長　（吉田愼一君）

議案第６０号、長与町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、下水道法の一部が改正され、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準について、条例に委任されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

条例の主な改正点といたしまして、第１章の次に第１章の２として、排水施設及び処理施設に共通する構造の基準、排水施設の構造の基準、処理施設の構造の基準、適用除外及び終末処理場の維持管理に関する基準についての規定を追加し、あわせて字句の整理をいたしております。

なお、附則につきましては、公布の日から施行するものと規定しております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　　長　（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

１８番、河野龍二議員。

１８番　（河野龍二議員）

この条例ですが、提案理由として地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律ということで、恐らく地域主権改革による条例の改正だというふうに思います。地域主権改革のこの条例を改正する中で、具体的にどうなるのか、この条例を改正することで。これまでは国の基準に基づいて、国の法律に基づいてその施設等々の管理だとか・・・そういうことをしなければならないということだったと思うんですが、いわゆるこれを条例化することで町がこの基準を持たなければならないというふうな仕組みになるわけですね。町として、今後どうしていけばいいというところがあるのか、この法律が変わることによって町が新たに何かをしなければならないようになるものなのか、その辺について少しおわかりになればお伺いしたいというふうに思います。

議　　長　（山口経正議員）

下水道課長。

下水道課長　（浦川圭一君）

済みません。今回の改正につきましては、下水道法７条第２項で示されておりました公共下水道の構造の技術上の基準、それと同２１条第２項、終末処理場の維持管理に関する基準、このことについて示されておりました条文を各地方公共団体の条例で制定する旨の委任を受けております。したがいまして、この基準によって縛る内容につきましては同様のものでございますので、これを今まで法によって制限を、基準なりを決めていたものを、今回から各自治体の条例によって示してくださいということでありますので、内容につきましては全く同じでございます。以上です。

議　　長　（山口経正議員）

河野議員。

１８番　（河野龍二議員）

法律そのものが同じ規定であったということで、それを条例に置きかえたというところですが、少し懸念されるのが、地域主権改革というのは、いわゆる国が持ってた責任を地方自治体で賄いなさいというふうな方向性だと思うんですよ。基準は基準で同じ法律と、同じ基準でやりますというところですが、今まで国が法律を定めてた部分というのは一定国の責任もあったわけですから、こうしたものを構築したり改修したりする部分に国の負担も当然あったわけですよね。それが地方の責任に任せられると、地方で負担し、地方の費用で賄わなければならないのではないのかというふうな、そういう懸念もされるんですが、その辺についてはどのようにお考えでいらっしゃいましょうか、お願いします。

議　　長　（山口経正議員）

下水道課長。

下水道課長　（浦川圭一君）

今回の改正につきましては、主に技術基準、また、その維持管理に関する基準の条例にということでございますので、費用的な負担につきましては実際に新たに負担が負うというようなことはないということで考えております。以上でございます。

議　　長　（山口経正議員）

河野議員。

１８番　（河野龍二議員）

今、現状、そういう法律に基づいた部分でそれを条例にしていくということで、今回の条例改正で新たな負担というのはないと思うんですが、いわゆる今後の問題ですよね。今後、例えばどこかの公共下水道施設の、こうした施設が老朽化だとか破損しただとかっていうふうになった場合に、今まではそりゃ国の法律に基づいての設置基準ですから、国が責任があるわけですからね、そこに国の負担があったと思うんですけども、今度は自治体の責任、自治体の条例に基づいての改修とか、いわゆるそういうところになるんで、国が今までどおりに負担をしてくるのかどうなのかというのがちょっと心配になるわけですよね。その辺はもう既に十分、何といいますか、国とのそう

いう話の中できちんと今後もそういう対応をやっていくというふうになっているんでしょうかね。ちょっとその辺、おわかりになればお伺いしたいというふうに思いますけども。

議　　長　（山口経正議員）

副町長。

副 町 長　（浜野哲夫君）

国が決めた基準を、公共団体でそのまま基準を決めるわけですから、特に影響はないということで所管が言っているとおりでございまして、ただ、・・・自分たちがつくるときに、今まで国の基準を見てつくってたのが地方公共団体がつくった基準を見ればいいということですので、特に問題はないというふうに理解をしておりますけれども。

議　　長　（山口経正議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第６０号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第６０号は、会議規則第４６条第１項の規定によって、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第６０号は、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第９、議案第６１号、長与町公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町　　長　（吉田愼一君）

議案第６１号、長与町公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

現在、長与町内の公共下水道は、長与町下水道処理区域と長崎市下水道処理区域が存在し、長崎市処理区の整備に係る事業についても、長与町が下水道施設事業費負担金の名目で長崎市へ支出をしている状況でございます。

これまで長崎市処理区の既存宅地については、受益者負担金等を賦課しておりませんが、高田南土地区画整理事業地内において長与、長崎両処理区の宅地造成が行われることに伴い、町内において受益者負担金等が賦課される

宅地と賦課されない宅地が存在することとなるため、町民の負担の公平性を確保することを目的に条例の一部改正を行い、今後、長崎市処理区における宅地造成等により整備される宅地については、受益者負担金等を賦課することができるようにするものでございます。

なお、附則につきましては、公布の日から施行するものと規定しております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　　長　（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第６１号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第６１号は、会議規則第４６条第１項の規定によって、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　（山口経正議員）異議なしと認めます。

よって、議案第６１号は、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第１０、議案第６２号、平成２４年度長与町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町　　長　（吉田愼一君）

議案第６２号、平成２４年度長与町一般会計補正予算（第４号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の１ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ２,４７９万２,０００円を追加いたしまして、補正後の総額を１２７億７,１９２万円とするものでございます。

補正の主な内容につきまして、２ページからの第１表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。歳入の１３款国庫支出金は、事業費確定による国民健康保険基盤安定負担金の精算、障害者自立支援給付費負担金の過年度分の精算及び国民年金システム移行による事務委託金を計上いたしました。

１４款県支出金は、１３款の国庫支出金と同様、事業費確定による国民健康保険基盤安定負担金の精算、障害者自立支援給付費負担金の過年度分の精算のほか、福祉医療費補助金、安心こども基金事業費の増額、長崎県南部海区漁業調整委員会委員選挙事務委託金の経費確定に伴う減額を計上いたして

おります。また、ながさき鳥獣被害防止施設緊急整備事業費補助金を新規で計上いたしました。

１８款繰越金は、今回の補正予算の財源調整として計上いたしました。

１９款諸収入は、市町村交通災害共済加入推進助成費を新規で計上いたしました。

続いて、３ページをお願いします。歳出では、各科目の職員人件費につきまして、新規採用、退職、配置転換などによる補正を計上いたしております。

次に、職員人件費以外の補正につきまして、主なものを御説明いたします。

２款総務費では、郵便料、確定申告期間中の庁舎駐車場警備委託料、コンパクトシティ調査研究報償費、長与駅バリアフリー化に伴うトイレ改修の整備費補助金を計上したほか、長与町長選挙、長崎県南部海区漁業調整委員会委員選挙の額の確定による減額補正をいたしました。

３款民生費では、乳幼児の医療費、過年度分の自立支援給付費及び難病患者等居宅生活支援事業補助金の額の確定による返還金、認可外保育施設運営支援事業補助金などを補正計上いたしました。

４款衛生費では、生ポリオワクチン接種から不活化ポリオワクチン接種への移行に伴う委託料の増額、地球温暖化対策に伴う講師謝礼などを計上いたしました。

５款労働費では、勤労青少年ホームに設置している受変電設備の老朽化に伴う改修工事費を計上いたしました。

６款農林水産業費では、県事業で実施される自然災害防止事業（ため池整備事業）の事業量の増加に係る地元負担金、ながさき鳥獣被害防止施設緊急整備事業費補助金を計上いたしました。

８款土木費では、町道維持補修工事費、町道新設改良に係る経費、橋梁長寿命化調査及び街路事業に係る委託料を増額計上いたしました。

続いて、５ページをお願いいたします。第２表、繰越明許費では、土地区画整理事業特別会計において、今年度内の完了が困難であると見込まれる事業費に相応する繰出金の繰越予定額をお願いいたしております。

以上が補正の主な内容でございます。

議案の後に、平成２４年度長与町一般会計補正予算（第４号）に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただき、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議　　長（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第６２号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第６２号は、会議規則第４６

条第１項の規定によって、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。
御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議　　長　（山口経正議員）
異議なしと認めます。
よって、議案第６２号は、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
日程第１１、議案第６３号、平成２４年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

町　　長　（吉田愼一君）
議案第６３号、平成２４年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと思います。
予算書の１ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ１,７７９万７,０００円を追加しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ４６億６７２万１,０００円とするものでございます。
それでは、歳入につきまして説明いたします。予算書の２ページをお開きください。今回の補正による歳入は、交付額、負担金の額の決定による補正額が主なものでございます。
４款１項療養給付費交付金は、２３年度の実績が確定したことによる追加交付分として、今回計上をさせていただいております。
５款１項前期高齢者交付金につきましては、２４年度交付決定による減額補正となっております。
９款繰入金、１項他会計繰入金につきましては、保険基盤安定負担金の決定による補正、電算システム改修に伴う事務費繰入金、交付税措置額決定に伴う財政安定化支援事業繰入金の減額補正が主なものでございます。
１１款諸収入、３項雑入につきましては、一般被保険者第三者納付金を計上いたしております。
次に、歳出につきまして説明いたします。３ページをお開きください。
１款総務費、１項総務管理費は、電算システム改修に伴う委託料を計上しております。
２款保険給付費、１項療養諸費及び２項高額療養費につきましては、当年度１１月までの支出額の平均額で年度末までの不足額を計上しております。
３款後期高齢者支援金、４款前期高齢者納付金、６款介護納付金につきましては、２４年度決定通知により補正額を計上しております。
以上が今回の補正の主な内容でございます。
なお、説明資料といたしまして、平成２４年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただき、審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第６３号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第６３号は、会議規則第４６条第１項の規定によって、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第６３号は、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第１２、議案第６４号、平成２４年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町　　長　（吉田愼一君）

議案第６４号、平成２４年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

予算書の１ページをお開き願います。今回の補正は、歳入歳出それぞれ５００万円を増額いたしまして、補正後の総額を１０億４７０万３,０００円とするものでございます。

それでは、歳入について御説明をいたします。予算書の２ページをお開きください。５款１項繰越金５００万円を増額計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。３ページをお開きください。１款１項都市計画費５００万円を増額計上いたしております。これは、高田中学校通学路安全対策費等による工事請負費が必要になってきたことによる補正でございます。

続きまして、４ページをお開きください。繰越明許費として、高田南土地区画整理事業で１億８,０００万円をお願いいたしております。内容につきましては、補償１件となっております。

以上が今回の補正予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。
１８番、河野龍二議員。

１８番　（河野龍二議員）

２点、お伺いしたいと思います。

まずは第２表の繰越明許費ですが、１億８,０００万円、これは中身、内訳について少しお示ししていただきたいというふうに思います。

それと、もう１点は、これは一般質問でもありましたけども、高田中学校の通学路ですね。ちょっと危険な状況から整備していくということで、この事業、中身については理解したいというふうに思うんですが、その予算の支出の仕方ですね。本来ならば、いわゆるこの区画整理事業以外の工事ですから、全体的な予算の中には含まれてないんじゃないかなというふうに思うんですけども、一般財源の中から５００万出してるということで、これ、どういうふうにとらえていいのか、ちょっとその辺についてお伺いしたいというふうに思います。

議　　長　（山口経正議員）

都市整備課長。

都市整備課長　（日野　勉君）

１点目の繰越明許費の説明を申し上げます。これは高田越中央線といいまして、高田越の交差点からちょうど職業訓練校の方に延びている路線でございます。この終点部付近に、ちょうど水源地から変電所に向かっております高圧鉄塔がございます。これが区画整理によって宅地造成高が上がってきますので、鉄塔の移設ということで計上しております。なお、この金額につきましてはそれぞれ金種がございますので、事業ベースとして１億８,０００万計上させていただいております。

次に、２点目の安全対策費の支出の方の説明を申し上げます。この場所は、将来的には高田越中央線の両歩道をつく街路ができますので、そこの分は今度、投資によって安全対策をいたしますけれども、この分は都市計画道路と重複しております。ここの区間につきましては、本来ならば区画整理の方でいくのが筋でございますが、ここの今の土地の上に補償物件がございまして、その分はまだ仮換地指定をしていない状況にあります。これ、先に補償とかした場合に、追加補償とかの面がございますので、県の方と協議いたしまして、今回は繰越金で対応するということにしております。以上でございます。

議　　長　（山口経正議員）

河野議員。

１８番　（河野龍二議員）

第１点目の繰越明許は、その１億８,０００万の金額はその１件だけというふうな形で確認させていただきたいというのと、この５００万の支出の仕方については、もともとそういう工事をしなければならない部分があったということで、そういう意味ではその予算内だというふうに再確認させてもらっていいでしょうかね。その工事全体の区画整理事業内の工事の予算内の中で行われてるというふうに確認させてもらってよろしいでしょうか。

議　　長　（山口経正議員）

都市整備課長。

都市整備課　長　（日野　勉君）

そうでございます。

議　　長　（山口経正議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第６４号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第６４号は、会議規則第４６条第１項の規定によって、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第６４号は、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第１３、議案第６５号、平成２４年度長与町水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町　　長　（吉田愼一君）

議案第６５号、平成２４年度長与町水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

予算書の１ページをお開きいただきます。今回の補正は、第２条、収益的収入及び支出の支出で、第１款水道事業費、第１項営業費用を１８８万５,０００円の増額補正を行い、総額を５億９,８２２万５,０００円といたしております。これは、人事異動による増額が主なものでございます。

また、第３条、資本的収入及び支出の支出で、第１款資本的支出、第１項建設改良費を３３４万８,０００円の増額補正を行い、総額を３億５９０万６,０００円といたしております。これは、榎の鼻土地区画整理事業に係る配水池用地購入による増額でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億９,６１８万１,０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額７８７万６,０００円、当年度分損益勘定留保資金１億１,８２２万５,０００円、減債積立金１億２,５２７万５,０００円及び建設改良積立金４,４８０万５,０００円で補てんする予定でございます。

第４条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与

費を１８８万５,０００円の増額補正を行い、総額を１億３,３２７万５,０００円といたしております。
以上が今回の補正の内容でございます。
議案の後に、平成２４年度長与町水道事業会計補正予算（第１号）に関する説明書を添付いたしております。御参照の上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　　長　（山口経正議員）
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第６５号は、建設産業常任委員会に付託します。
お諮りします。
ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第６５号は、会議規則第４６条第１項の規定によって、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　（山口経正議員）
異議なしと認めます。
よって、議案第６５号は、１２月１３日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
これにて本日の日程は終了します。
本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会　１０時４２分）